

議案第一〇〇号

三朝田議会議員等結子條例(昭和三十一年案例第二四号)
の一部を次のように改める

昭和三十一年九月三十日提出

三朝田長 坂出 稗



昭和廿九年九月十日

議決

三朝田議会議長 天野 廉



昭和三十一年三朝田條例第一〇〇号

三朝田議会議員等結子條例改正條例

別表第一、第二に左記事項を追加及改正する

別表第一

議員より選出の監査委員の任期以内とあるを

監査委員

一、五〇〇円以内で改める

固定資産評価委員会委員

お席した日一日につき

五〇〇円以内追加する

議会の常任委員

一、五〇〇円以内追加する

別表第二

「議員選出の監査委員」とあるを「監査委員」に改める

常任委員会にお席したる議長及び副議長に費用弁償

月額二、〇〇〇円以内

附則

この條例は公布の日より施行し昭和二十八年十月一日より適用する